

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 良質で安全な医療の提供

(1) 急性期病院としての機能の充実

地域医療機関との連携や救急医療機能の充実を図り、地域包括ケアシステムにおける「急性期・地域中核病院（地域密着型）」としての役割を果たす。

(2) 救急医療の取組み

小山市消防本部および筑西広域消防本部の協力のもと不応需症例の分析を行うなど、24時間365日断らない救急体制の構築を維持推進するとともに、医療資源の有効的利用促進のため、救急隊の協力のもと効率的に患者を受け入れる。

【目標指標】

指標	平成30年度目標値
救急外来患者数	8,000人
うち救急車搬送患者数	4,100人
うち救急入院患者数	2,900人

(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

地域の中核病院として地域の医療機関との連携、明確な役割分担のもと、適切な医療を提供する。

ア がん

外科、消化器内科、泌尿器科などの人的確保に努めるとともに、緩和ケアや外来化学療法に関わる認定看護師や看護師特定行為認定者の充実を図りながら、がん手術や化学療法などを拡大する。

イ 脳卒中

脳卒中ケアユニット（SCU）への急性期脳卒中患者を24時間365日断ることなく受け入れる体制を維持するとともに、t-PA治療や脳外科手術の実績の向上を図る。

ウ 急性心筋梗塞

地域の急性期心疾患に対応するため、循環器内科および心臓血管外科の医師の人的確保を含め、循環器センターの設置を目指す。また、急性心筋梗塞の治療については、夜間・休日を問わず24時間365日体制による緊急カテーテル検査の充実を図る。

エ 糖尿病

糖尿病専門医、認定看護師、管理栄養士などを中心にチーム医療を展開するとともに、糖尿病予防の為の食事療法、運動療法など生活習慣の改善指導を診療のほか、一

般市民向けの啓発活動を行う。

(4) 小児・周産期医療の充実

地域における小児救急二次輪番病院としての機能を維持する為に、医師の人的確保を行いながら、受付時間の延長など小児救急の受入れ態勢の充実を図る。

また、地域周産期を守るために、産婦人科医師の獲得活動継続して行い、2次救急医療機関としての周産期受入れを目指す。

(5) 災害時における対応

市の防災担当部署や消防と連絡を密にして、実務的な防災訓練や火災訓練を実施するなど、災害発生時の対応に備える。

また、院内において防災マニュアルをより具体化し、院内への周知を図る。

(6) 感染症医療の対策

入院患者へ快適かつ衛生的な療養環境を提供するとともに、働く職員へ職業感染防止対策の充実を図り、適切な感染予防策を講じて医療関連感染拡大を防止する。また、新型インフルエンザ等の発生時、速やかに、行政、地域医療機関等との連携を図り、感染拡大防止に努める。

また、薬剤耐性対策アクションプラン（AMR）※に基づき、薬剤耐性菌の検出を最小限にとどめる。

※抗生物質などの適切な使用を働きかける包括的対策プラン

(7) 予防医療の充実

生活習慣病・がん・脳心血管病に対する早期発見、早期治療の推進を図り小山市や地域医療機関と連携し、生活習慣病の重症化予防と保健指導の充実を図るとともに、市および契約団体と連携し、予防医療に関する普及・啓発活動を推進する。

また、質の高いドック・健診施設として人間ドック健診機能評価施設を取得する。

【目標指標】

指標	平成30年度目標値
人間ドック	1,750件
脳ドック	520件
心臓ドック	40件
レディースドック	100件
特定保健指導	300件

(8) 安全安心な医療の提供

「職員みんながリスクマネージャー」との意識改革の促進を図り、院内に安全対策

の組織風土を醸成する。

インシデント・アクシデント事例による原因分析及び患者・家族との対話促進による患者・家族の目線や視点からの検証、改善、再発防止を図り、医療の質を高める。

2 医療提供体制の整備

(1) 優秀な医療スタッフの確保

ア 医師の確保

自治医科大学地域臨床教育センター等との連携強化、地元出身の医師の発掘、関係機関等からの紹介などにより、優秀な医師の確保に努める。

イ 看護師の確保

就労環境の向上、教育研修制度の充実、実習生の積極的な受け入れ、積極的な関係施設等への訪問、修学資金の周知等の取組み及び関係機関等からの紹介などにより、優秀な看護師の確保に努める。

ウ 医療技術職等の確保

病院の運営方針に沿った薬剤師、介護福祉士、臨床心理士等、専門職の人材の確保に努める。

【目標指標】

指標	平成30年度目標値
医師数	60人
看護師数	300人

(2) 人材の育成

認定看護師、特定看護師等の資格取得を推奨し、臨床研修プログラムの充実を図り、研修医の積極的な受け入れに努める。

また、院内研修制度の整備、人事評価制度の活用、長期・短期研修や資格取得等に対する支援制度を充実させる。

3 患者・住民サービスの向上

(1) 患者中心の医療

患者ファーストの精神により、全職種が寄り添う心で、患者やその家族の目線に立った対応に努めるとともに、患者本人に関する情報提供と守秘義務を徹底する。

入院時はもちろん、安心して退院が出来るように相談・支援を推進して、患者との信頼関係を構築する。

(2) 快適な医療環境の充実

電子カルテの習熟度を更に高め、アンケートのご意見を参考にして、患者が安心して医療を受けられるように情報の共有に努める。

診察や検査等の待ち時間の短縮を図るとともに、トイレや浴室など入院生活においても安全面に配慮出来る体制を整える。

(3) 患者満足度の向上

医師・看護師、医療スタッフ等がベッドサイドで患者さんと寄り添う時間を増やし、治療・検査、看護ケアの等の説明を充分に行い、安心して療養が受けられる環境を作る。外来では、待ち時間の短縮や待ち時間の苦痛の軽減を図るとともに、毎朝のあいさつ運動などを通し常に患者目線に対応することで患者満足度の向上を目指す。

満足度調査等でのご意見を無駄にせず、改善に努め、改善した内容は、掲示板などを通じて患者さんにお知らせする。

【目標指標】

指標	平成30年度目標値
患者満足度調査	「満足」と「ほぼ満足」を足した割合が90%

(4) 職員の接遇向上

患者さんを第一に考えてサービスが提供できるように、委託職員等を含む全職員を対象とした接遇優良者及び接遇優良部署の表彰などを行い、自分の行動がフィードバックされる環境を構築する。また、職員が自ら考え接遇向上のための活動ができるよう、毎月部署目標を設定し行動する。

(5) ボランティア制度の活用

介助・環境づくり・生活リハビリ支援などのボランティア活動を調整し、市民と共同する体制を推進するとともに、医療通訳等の新たな活動が始まるようにホームページや小山市の広報誌を通じて適任者の参加を募り、細やかな取り組みに努める。

【目標指標】

指標	平成30年度
ボランティア登録人数	130人

(6) 病院情報の発信

各種広報の内容充実を図ると共に配布方法を工夫し、また Web サイトの掲載内容の逐次見直しや新着情報の随時掲載を推進し、地域住民や連携医療機関に積極的な情報発信を行うとともに、小山市と協力し地域住民を対象とした講演・講座等を開催し、急性期医療、救急医療に対する当院の取組や地域包括ケアシステムにおける当院の立ち位置についての啓発に努める。

4 地域医療連携の強化

(1) 地域医療機関との連携

地域医療支援病院として地域の医療機関と機能分化し、連携を深めるため「地域完結型医療連携の会」「ポットラック」など事例検討会を主催するとともに、24時間365日救急医療を提供することで、地域の医療ニーズに対応する。

また、「小山市近郊地域医療連携協議会」の活動等により、更なる連携強化を図り、紹介・逆紹介の推進を図る。

【目標指標】

指標	平成30年度目標値
紹介率	78.0%
逆紹介率	73.0%

(2) 地域包括ケアシステムの推進

地域の医療・介護関連機関との会議や訪問を通し連携を深め、地域に密着した切れ目のない医療・介護連携を推進する。

さらに、退院後訪問指導を実践しスムーズに在宅へ移行できる支援を強化する。

5 信頼性の確保

(1) 診療の質・サービスの改善

日本病院会主催のQI事業に継続参加してデータの院内フィードバックの実施や、ホームページへの病院指標の掲載を継続して行くことで質の向上を目指す。

院内におけるM&Mカンファレンスやポットラックカンファレンスおよび地域完結型医療連携の会など、外部医療機関との定期的な症例検討会を開催し医療の質の向上を図る。

医療サービスが標準化されたDPCデータなどをフル活用することにより、医療の効率化と継続的な資質向上を確保したDPCⅡ期以内での退院を推進する。

(2) 法令等の遵守と情報の開示

法令等を正確に理解するとともに、それらに関する院内および院外研修等への参加することによりコンプライアンスの充実を目指す。

また、カルテ開示の請求などの個人情報の開示・保護、情報公開等に対し、迅速で正確な対応を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1 管理運営体制の強化

病院の業務を効率かつ効果的に運営するため、組織全体がビジョン（目標）を共有し、診療実績などのデータに基づいて各部門が年度計画を達成するための行動計画を策定する。

また、経営戦略としての組織編成を行い、定期的な進捗管理と財務状況の検証を行う。

2 働きやすい病院づくり

(1) 人事考課制度の充実

評価者研修、被評価者評価説明会の開催等により、本制度の職員理解の深化をはかり、職員の資質の向上、人材育成、結果として公平な分配に寄与し、併せて年齢等にとられない人事の実現化を促進する。

(2) 働きやすい職場環境の整備

物的・質的な環境整備により、さらなる機会を付与し、ワークライフバランスの推進を図り、仕事と生活の調和のとれた職場環境の向上を目指す。

このことから、長期休暇制度の周知・拡充、休暇取得率の向上、健診、人間ドック受診促進の支援事業の拡大、職員満足度調査等の具体的措置の実施に努める

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置

1 経営基盤の維持と経営機能の強化

単年度計画目標値及び第2期中期計画目標値を見据え、収益状況を常に把握し、進捗管理を怠らず、下記財務指標の達成に努める。また、政策医療における運営費負担金については、市と協議し適切な金額を受け入れる。

【目標指標】

指標	平成30年度目標値
経常収支比率	101.5%
医業収支比率	94.6%

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

救急及び紹介による新入院患者の増加策が引続き中心的戦略となる。医療連携協議会での協力強化を進め、更なるスムーズな入退院を進め、病床稼働率向上を目指す。診療報酬改定にも柔軟に対応し、診療単価の向上策を絶えず協議し、収益確保に努める。

【目標指標】

指標	平成30年度目標値
入院患者数	95,000人
入院診療単価	55,200円
病床稼働率	83.0%
平均在院日数	10.6日
外来患者数	154,000人
外来診療単価	11,800円

(2) 費用の節減

医療材料を始めとした物件費は共同購買、ベンチマーク交渉等を進め、委託業務等はその適正額を精査することで、経費節減を図る。

【目標指標】

指標	平成30年度目標値
材料費対医業収益比率	19.1%
経費対医業収益比率	15.2%
人件費対医業収益比率	59.8%

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するために取るべき措置

小山市地域医療推進基本計画の新小山市民病院に課せられた数多くの各種施策の達成を目標に努力する。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成30年度）

(百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	7,772
医業収益	7,347
運営費負担金	304
その他営業収益	121
営業外収益	393
運営費負担金	343
その他営業外収益	50
資本収入	105
運営費負担金	0

長期借入金	1 0 0
その他資本収入	5
その他の収入	0
計	8, 2 7 0
支出	
営業費用	7, 0 3 4
医業費用	6, 6 9 4
給与費	4, 0 5 1
材料費	1, 4 5 2
経費等	1, 1 9 1
一般管理費	3 4 1
営業外費用	2 7 8
資本支出	9 0 1
建設改良費	0
償還金	7 2 6
その他資本支出	1 7 5
その他の支出	0
計	8, 2 1 3

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積】

総額4, 392百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に準じ算定した額とする。

なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成とする。

2 収支計画 (平成30年度)

(百万円)

区分	金額
収入の部	8, 1 4 8
営業収益	7, 7 5 5
医業収益	7, 3 3 0

運営費負担金収益	304
補助金等収益	21
資産見返補助金戻入	100
営業外収益	393
運営費負担金収益	343
その他営業外収益	50
臨時収益	0
支出の部	8,025
営業費用	7,747
医業費用	7,407
給与費	4,047
材料費	1,397
経費等	1,115
減価償却費	848
一般管理費	340
営業外費用	278
臨時損失	0
純利益	123
目的積立金取崩額	0
総利益	123

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

3 資金計画 (平成30年度)

(百万円)

区分	金額
資金収入	11,190
業務活動による収入	7,705
診療業務による収入	7,330
運営費負担金による収入	304
その他の業務活動による収入	71
投資活動による収入	348
運営費負担金による収入	343
その他の投資活動による収入	5
財務活動による収入	1,637
長期借入による収入	100

その他の財務活動による収入	1, 537
平成29年度からの繰越金	1, 500
資金支出	9, 523
業務活動による支出	6, 899
給与費支出	4, 387
材料費支出	1, 397
その他の業務活動による支出	1, 115
投資活動による支出	100
有形固定資産の取得による支出	100
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2, 524
長期借入金等の返済による支出	713
移行前地方債償還債務の償還による支出	22
その他の財務活動による支出	1, 789
次年度への繰越金	1, 667

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と一致しないものがある。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2, 000百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生事由

賞与支給による一時的な資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応等を想定している。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余が生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80

号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額。

(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額。

(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

3 料金の返還

既に納めた料金については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10 地方独立行政法人新小山市市民病院の業務運営等に関する規則(平成25年小山市規則第8号)に定める事項

1 施設及び設備に関する計画(平成30年度)

(百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	100	小山市長期借入金等

(注1) 金額については、見込みである。

(注2) 各事業年度の小山市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。